

令和2年4月7日

府立学校における臨時休業等の措置について

標記について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令を受け、4月7日（火）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、学校保健安全法第20条に基づき、府立学校における臨時休業等の措置について下記のとおりとしますので通知します。

記

1 令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までの間を臨時休業とする。

2 令和2年4月8日（水）以降の入学式・健康診断等は延期する。

3 登校日は、当面の間実施しない。

ただし、大阪府の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断する。

※ 5月7日（木）以降の学校再開の可否については、改めて通知する。